

公 告

令和2年度菊池川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定
(測量・設計部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門及び航空写真撮影部門)
の締結

次のとおり公告します。

令和 2年 2月 7日

国土交通省 九州地方整備局
菊池川河川事務所長 杉町 英明



1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、菊池川河川事務所が直轄管理を行う河川又はダムにおいて、大規模な災害等が発生若しくは災害の発生が予測された場合に迅速で確かな災害対応を行うため、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることにより、測量・設計、地質調査、流量検討・河道計画検討等及び航空写真撮影を迅速に実施することを目的としたものである。

(2) 協定対象部門及び協定対象企業数等

本協定の対象部門及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

【業務分野】

対象部門	協定対象区域	R2 年度協定対象企業数
測量・設計	菊池川河川事務所管内	5社程度
地質調査	菊池川河川事務所管内	3社程度
流量検討・河道計画検討等	菊池川河川事務所管内	3社程度
航空写真撮影	菊池川河川事務所管内	3社程度

※当事務所が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十七条の規定に基づき管理区間外の事務を行う場合には、その事務を行う範囲を本協定の対象区域とする。但し、それ以外の区域であっても当事務所が必要と判断した場合は、本協定の対象区域とする。

(3) 協定期間 令和 2年 4月 1日 ～ 令和 3年 3月31日

(4) 協定を締結する企業の特定

- 1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。
本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

- 2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

- ①技術者の所在地（設計及び流量検討・河道計画検討部門は除く。）
- ②災害を想定した簡易な業務実施計画

③有資格技術者数等

④対象部門の企業としての業務実績

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象企業を特定する。
ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

(5) 本協定締結後の業務等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が業務等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる業務等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は業務等の請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 「業務分野」については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和2・3年度の土木関係建設コンサルタントの一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和2・3年度の土木関係建設コンサルタントの一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和2年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 技術資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 国、県、市町村が発注する業務であつて、平成21年度以降に完了したもので、かつ、「測量・設計部門」「地質調査部門」「流量検討・河道計画検討等部門及び航空写真撮影部門」に該当する業務実績があること

(7) 平成21年度以降公示のうち、国土交通省発注業務（港湾関係を除く）の平均業務評点が60点以上であること。但し、評点通知を受けていなかったため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係除く）の実績がない場合は、この限りでない。

- (8) 1) 「業務分野：測量・設計部門、地質調査部門、航空写真撮影部門」については、本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が熊本県内に所在すること。
また、熊本県内の本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格を有する者を配置できること。

「測量・設計部門」：測量士1名以上かつ、博士、技術士又はRCCM 1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博 士：土木工学系に限る

技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門

「地質調査部門」：博士、技術士又はRCCM 1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博 士：土木工学系に限る

技術士：建設部門、応用理学部門〔選択科目が地質に限る〕、
総合技術監理部門〔選択科目が建設部門又は応用理学－地質に限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、地質部門、土質及び基礎部門

「航空写真撮影部門」：測量士1名以上

- 2) 「業務分野：流量検討・河道計画検討部門」については、九州管内に本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所による。）を有していること。また、以下の資格を有する者を配置できること。

「流量検討・河道計画検討等部門」：博士、技術士又はRCCM 1名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博 士：土木工学系に限る

技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門

- (9) 緊急事態発生時に伴う協力要請があった場合、当事務所へ配置予定技術者が緊急に参集できる体制を確保できること。

- (10) 災害を想定した簡易な業務実施計画が適切であること。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-0501

山鹿市山鹿178

国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所

担当：調査課長 及び 計画係長

電話 0968-44-2171

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 令和2年2月7日（金）から令和2年2月27日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：山鹿市山鹿178
国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所 調査課内
- ③ 交付方法： 手渡しにより、交付する。技術資料の様式を電子データにて取得したい者は、記録媒体（CD-R（USBメモリーは不可））を持参すること。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和2年2月7日（金）から令和2年2月27日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3（2）②に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。

4. その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

令和2年度 菊池川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定 (測量・設計部門)(地質調査部門)(流量検討・河道計画検討等部門及び航空写真撮影部門) 対象区域

